

公益社団法人青森県診療放射線技師会書面表決規程

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づいて、別に定めるものを除き、本会が設置する会議（ただし総会及び理事会を除く）において書面表決を円滑に行うために必要な事項を定める。

(事由)

第2条 会議における書面表決は、以下の各号に定める事由において実施する。

- (1) 会議の目的たる事項、内容が書面により明確であり、少なくとも採決が10日以内に必要な場合
 - (2) 会議の開催を予定したが、会議の定足数を満たす日程調整が困難な場合
- 2 書面表決の開始の決定は、当該会議の招集者たる議長が行う。

第2章 書面表決

(表決の実施)

第3条 書面における会議は、構成員の2分の1以上から表決がなければ開会出来ない。

- 2 書面表決は1議案ずつ、反対又は賛成を明確に実施することとし、表決者の署名・捺印の無いものは無効とする。
- 3 表決の議決は、書面における会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 実施後は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 書面表決期間及び理由
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 送付した構成員の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果

(報告義務)

第4条 書面における会議を開催したとき、当該会議の議長は、開催後遅滞なく議事録を作成し、署名して会長に報告しなければならない。

第3章 雑則

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。